

地方消費税交付金（社会保障財源化分）に充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度浜頓別町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】 地方消費税交付金交付額（予算額） 86,000千円
 うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）交付額 40,000千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）に充てられる社会保障施策に要する経費 289,226千円

（単位：千円）

区分	目的別	令和2年度予算額	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）に充てられる社会保障施策に要する経費	財源内訳					うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	406,691	216,893	49,448	43,458		0	123,987	31,139
	児童福祉費	105,491	49,390	26,805	8,240		190	14,155	3,555
	小計	512,182	266,283	76,253	51,698		190	138,142	34,694
衛生費	保健衛生費	183,583	22,943	102	0		1,716	21,125	5,306
合計		695,765	289,226	76,355	51,698		1,906	159,267	40,000

社会福祉費では、高齢者等交通サポート助成事業、障害者介護給付・訓練等給付費、国民健康保険事業繰出金、後期高齢者医療繰出金、介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、児童手当給付事業、子ども医療費助成事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策（各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業）等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化（税率引き上げ分）相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。